

<b>交渉情報</b>	<b>NO.60</b>	日本郵便信越支社 経営企画本部総務・人事部
JP労組信越地方本部	2021年11月25日	添付資料:無

## 勤務時間制度の見直しに関する服務表の改正について

日本郵便信越支社経営企画本部総務・人事部長は、本日（11月25日）「勤務時間制度の見直しに関する服務表の改正について」について地方本部に説明してきました。

勤務時間制度の見直しのかかる社員周知については、中央交渉情報共通第15号で周知の通りですが、労使の扱いについては地方整理をはかることとされています。

### 1 主旨

2017年に策定された厚生労働省の「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」を踏まえ、勤務時間制度の見直しを2022年4月から実施する。

勤務時間制度の見直しに伴い、「準備時間の新設」、「休憩・休息時間の変更」を実施するため、現在、各局で使用している服務表の改正を実施するものです。

### 2. 対象局

単独マネジメント局およびエリアマネジメント局

### 3. 服務表改正箇所

- ① 準備時間の新設により、「準備開始時間」、「準備終了時間」欄の新設
- ② 「就労開始・就労終了時刻」の変更
- ③ 休息時間の変更により、「休息時間を設ける方法」の「始終時刻」変更
- ④ 休息時刻の変更により、「休息時間を設ける方法」の変更
- ⑤ その他各局に適した勤務線表の見直し等

### 4. 意思疎通方法

服務表の作成・変更は、労使関係に関する協約の第20条団体交渉の対象事項第2項（8）において、支部交渉の対象事項とされている。

各支部交渉代表局において、各支部内郵便局の服務表をとりまとめ、服務表改正案を支部窓口にて手交し、交渉を実施する。交渉の実施方法は、上記の労使関係に関する協約のほか、「労使関係に関する協約」附属覚書第3章第4節服務表の作成・変更に関する支部交渉によることとする。

各局における支部交渉については、支部窓口において事前に整理し、実施することとする。

交渉実施期間は以下のとおりとする。

2022年2月10日（木）～2月26日（金）

※郵便サービスの見直しに伴うお届け日数の繰り下げにより、今年度中に服務表を改正する予定のある郵便局は、従来の服務表改正の意思疎通方法に基づき、説明を実施する。

## 5. 社員周知

支部交渉終了後、各局において社員周知を実施し、2022年4月1日（金）から適用する。

地本から支社に対して、今回の勤務時間制度の見直しにより、勤務時間の考え方や指導について徹底すること。また、事前の窓口にて、現場での不明な点や疑問点等について、労使で確認することとしました。なお、具体的な方法について別途周知することとします。

ゆうちょ銀行・かんぽ生命についても別途周知します。